

第 2 次江南市地域福祉計画・  
地域福祉活動計画  
骨子案

令和 5 年 7 月  
江南市  
江南市社会福祉協議会

## 目 次

第1章 計画の策定にあたって	2
1 計画のこれまでの経緯と策定の趣旨	2
2 踏まえるべき社会潮流	3
3 計画の位置付け	6
4 計画の期間	7
5 地域福祉を進める上での江南市の地域の範囲	8
第2章 江南市の地域福祉を取り巻く現状と課題	9
1 統計からみる江南市の現状	9
2 アンケート調査からみる市民や活動者の意識	28
3 地域福祉懇談会からみる状況	33
第3章 計画の基本的な考え方	37
1 基本理念	37
2 計画の基本目標	38
3 重点プロジェクト	38
4 施策体系	39
第4章 施策の展開	40
第5章 成年後見制度利用促進計画	42
1 計画策定の背景と目的	42
2 現状と課題	42
3 施策の展開	42
第6章 再犯防止推進計画	42
2 現状と課題	42
3 施策の展開	42
資料編	43

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 計画のこれまでの経緯と策定の趣旨

江南市（以下、「本市」という。）では、平成30年3月に第1次となる「江南市地域福祉計画・地域福祉活動計画」（以下「第1次計画」という。）を策定しました。

第1次計画は行政と江南市社会福祉協議会（以下、「社協」という。）とが連携して一体的に策定し、計画には行政、社協が実施する地域福祉推進に関する取組を示している他、特に推進していく取組を「重点プロジェクト」として位置付け、地域福祉に関する施策を推進してきました。また、小地域福祉活動の区域として中学校区を基本とした「各地区の方向性」を示し、小地域福祉活動の基盤づくりを推進してきました。加えて、「成年後見制度利用促進基本計画」を包含し、成年後見制度の周知や成年後見センターの運営等の取組を進めています。

一方で、近年は、少子高齢化や、人々の生活様式の多様化により、地域社会における支え合い機能の低下、また地域生活課題の複雑化・複合化等がみられ、本市においても対応が必要となっています。さらに「社会福祉法」の改正等により、地域福祉計画に求められる事項も変化してきています。このような社会情勢や国の動向等を受け、新たに令和6年度を初年度とする「第2次江南市地域福祉計画・地域福祉活動計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

……「地域福祉」とは ……………

「福祉」という言葉は一般的に、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉など、困りごとを抱えた特定の人に対するもの、という「社会福祉」の概念でとらえられることが多くなっています。しかし「地域福祉」とは、対象を限定せず、地域のなかの困りごとを、家族や友人、近隣住民、事業所や行政などとの関係性のなかで解決していくための仕組みのことをいいます。つまり、地域福祉は特別なものではなく、誰にとっても身近に関わりのあるものといえます。

住み慣れた地域で安心して暮らせること、そして誰かに支えられ、また誰かの役に立ちながら暮らせることは、心豊かでしあわせな生活につながります。地域福祉とは、そんな地域の「しあわせづくり」に寄与するものです。

## 2 踏まえるべき社会潮流

### (1) 地域共生社会の実現

かつては地域や家族のつながりの中で地域の生活課題を解決してきましたが、核家族化の進行や社会の変化に伴う地縁、血縁による相互扶助機能の低下、人口減少による地域活動の担い手不足などにより、従来の『縦割り』による公的支援のみでは支援が難しい状況となってきています。

地域共生社会とは、そのような制度、分野ごとの『縦割り』ではなく、支え手、受け手という従来の関係を超えて、地域の多様な主体が協力し合いながら、誰もが生きがいをもって暮らせる地域づくりを目指すものです。本計画においても、地域共生社会の実現にむけて、施策を推進していきます。

### (2) 社会福祉法の動き

平成 12 年 3 月に「社会福祉事業法」が「社会福祉法」に改正され、地域福祉計画の策定が規定されました。地域福祉計画は、社会福祉法第 107 条の規定に基づき、市町村の将来を見据え、地域福祉の理念や仕組み等の基本的な方向を定める計画です。

地域福祉計画の策定については、平成 30 年 4 月の「社会福祉法」の一部改正により、任意とされていたものが努力義務とされました。さらに、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項」を記載する、いわゆる「上位計画」として位置付けられました。

また、上記法改正において、法第 106 条の 3 第 1 項各号で規定する「包括的な支援体制の整備に係る事業に関する事項」が計画に盛り込むべき事項として新たに追加されました。

#### ■社会福祉法（平成 30 年 4 月施行／市町村地域福祉計画に関する条文を抜粋）※下線が変更点（市町村地域福祉計画）

第 107 条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

**(1) 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項**

(2) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

(3) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

(4) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

**(5) 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項**

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

### (3) 市町村地域福祉計画策定ガイドラインの内容について

厚生労働省は、平成 29 年 12 月に「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」を通知し、市町村地域福祉計画、都道府県地域福祉支援計画の策定ガイドラインを示しました。

ガイドラインでは、市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項として『①地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項、②地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項、③地域における社会福祉を目的とした事業の健全な発達に関する事項、④地域福祉に関する活動への住民の参加に関する事項、⑤包括的な支援体制の整備に関する事項』の 5 つが掲げられており、それを踏まえなければ、法上の地域福祉計画としては認められないとされています。

これからの市町村の地域福祉計画は、ガイドラインの市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項を踏まえて策定することとなります。

#### ■市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項

##### ①地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

- ア 様々な課題を抱える者の就労や活躍の場の確保等を目的とした、福祉以外の様々な分野（まちおこし、商工、農林水産、土木、防犯・防災、社会教育、環境、交通、都市計画等）との連携に関する事項
- イ 高齢、障害、子ども・子育て等の各福祉分野のうち、特に重点的に取り組む分野に関する事項
- ウ 制度の狭間の課題への対応の在り方
- エ 生活困窮者のような各分野横断的に関係する者に対応できる体制
- オ 共生型サービス等の分野横断的な福祉サービス等の展開
- カ 居住に課題を抱える者への横断的な支援の在り方
- キ 就労に困難を抱える者への横断的な支援の在り方
- ク 自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援の在り方
- ケ 市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある者への金銭管理、身元保証人等、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護の在り方
- コ 高齢者、障害者、児童に対する虐待への統一的な対応や、家庭内で虐待を行った養護者又は保護者が抱えている課題にも着目した支援の在り方
- サ 保健医療、福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等への社会復帰支援の在り方
- シ 地域住民等が集う拠点の整備や既存施設等の活用
- ス 地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決に取り組むことができる地域づくりを進めるための圏域と、各福祉分野の圏域や福祉以外の分野の圏域との関係の整理
- セ 地域づくりにおける官民協働の促進や地域福祉への関心の喚起も視野に入れた寄附や共同募金等の取組の推進
- ソ 地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施していくための補助事業等を有効に活用した連携体制
- タ 全庁的な体制整備

##### ②地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項

##### ③地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

##### ④地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

##### ⑤包括的な支援体制の整備に関する事項

- ア 「住民に身近な圏域」において、住民が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備
- イ 「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備
- ウ 多機関の協働による市町村における包括的な相談支援体制の構築

## (4) SDGsとの関係

SDGs（持続可能な開発目標）とは、平成27年の国連サミットにおいて採択された、令和12年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17の目標と169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っています。

少子高齢化や人口減少が進み、地域の福祉課題が複雑化・複合化するなか、地域福祉の分野においても、SDGsの視点を踏まえて取組を進めていくことが重要です。本計画においても、SDGsの掲げる目標を取り入れ、施策の展開を図ります。

### SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



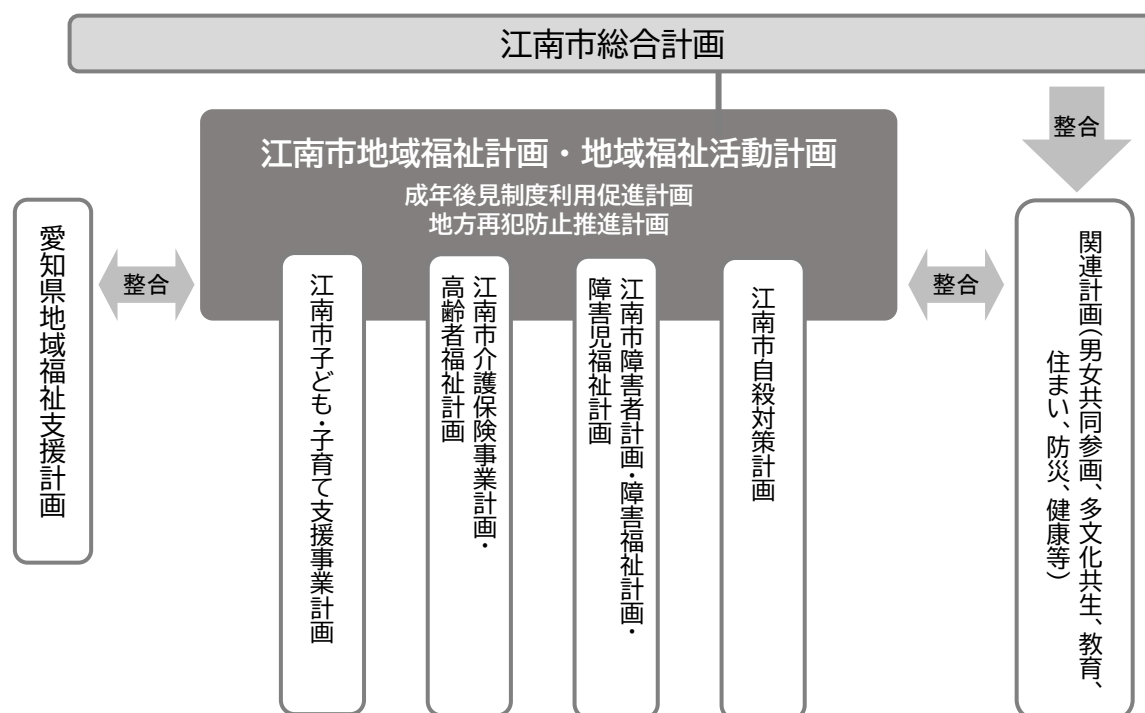
### 3 計画の位置付け

本計画は下記のような位置づけの計画となります。なお、本計画は、本市の最上位計画である「第6次江南市総合計画」と整合を図るとともに、保健福祉関連の各種計画（介護保険事業計画及び高齢者福祉計画、障害者計画、障害福祉計画・障害児福祉計画、子ども・子育て支援事業計画、等）の上位計画として位置づけます。

また、本計画は、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」第14条に基づく「市町村成年後見制度利用促進基本計画」、「再犯の防止等の推進に関する法律」第8条に基づく「地方再犯防止推進計画」としても位置付けます。

○「社会福祉法」第106条の5に規定する「重層的支援体制整備事業実施計画」の方向性を記載したもの（今後検討）

#### ■関連計画との関係



## 4 計画の期間

本計画の計画期間は令和6年度から令和11年度までの6年間として定めます。

なお、社会経済情勢や制度改正など、地域福祉を取り巻く状況が大きく変化した場合は、計画期間中においても柔軟に見直しをすることとします。

### ■計画期間

年度	平成		令和									
	29	30	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
第6次江南市総合計画 (平成30年度～令和9年度)	基本構想											
	基本計画						基本計画					
江南市地域福祉計画・ 地域福祉活動計画	第1次						第2次(本計画)					
江南市介護保険事業計画 及び高齢者福祉計画							第9期					
江南市障害者計画	第3次											
江南市障害福祉計画・ 障害児福祉計画							第7期・第3期					
江南市子ども・子育て 支援事業計画							第2期					

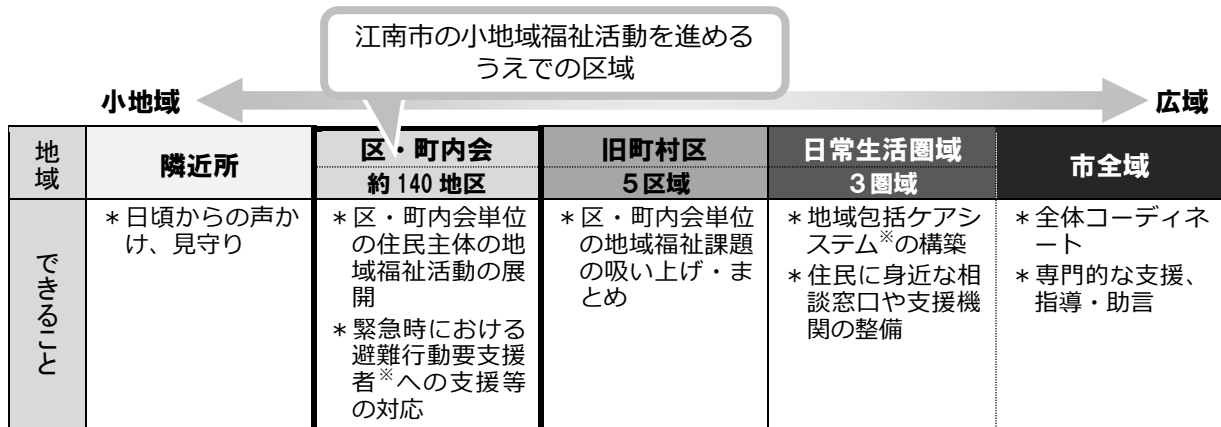


## 5 地域福祉を進める上での江南市の地域の範囲

本市では様々な地域範囲で多様な活動が進められていますが、地域福祉の取り組みを計画的・戦略的に進めていくためには、ある程度組織的なまとまりをもつ「小地域福祉活動」の区域を定めていく必要があります。

本市においては、第1次計画では、「中学校区」を小地域福祉活動の区域として設定していました。

しかしながら、既に存在し活動をしている地域コミュニティが「区・町内会」であることと、地域福祉に関するアンケート調査結果では、多くの江南市民にとって『地域』の範囲は『町内会などの自治会』であることから、第2次計画において、地域福祉活動を進める区域設定は、「区・町内会」とします。なお、区・町内会は江南市内に約140あることから、地域の活動から出てきた課題を吸い上げ、意見をまとめ、今後の方向性を決定していくための範囲としては旧町村エリアの5地区とします。



<sup>\*</sup> 避難行動要支援者

障害のある人や高齢者、乳幼児等、災害発生時の避難等に特に支援を要する人のこと。

<sup>\*</sup> 地域包括ケアシステム

高齢者ができる限り、住み慣れた地域で日常生活を営むことができるよう、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援のサポートが一体的に提供される仕組み。

# 第2章 江南市の地域福祉を取り巻く現状と課題

## 1 統計からみる江南市の現状

### (1) 人口・世帯の状況

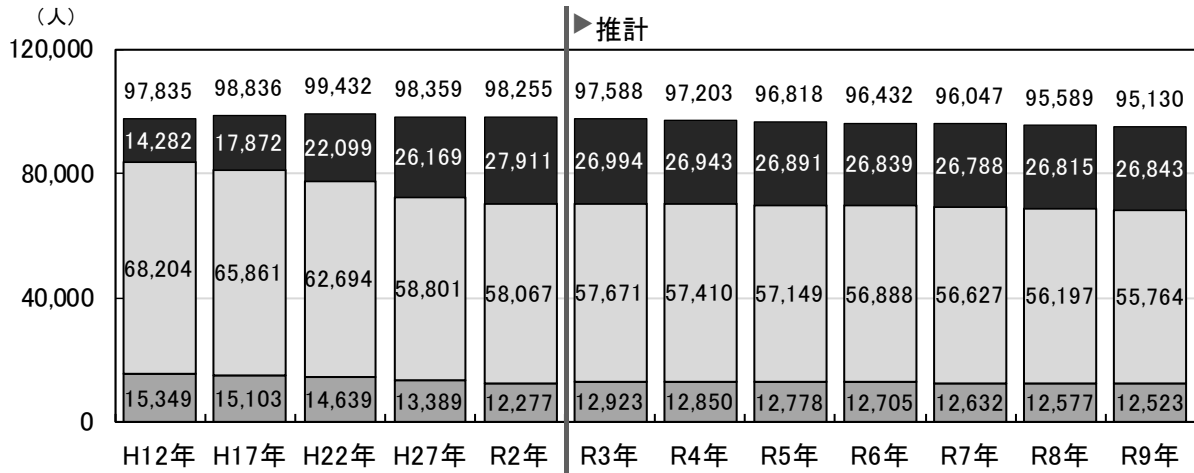
空白部分については、現状データがそろい次第更新していきます。

#### ①年齢3区分別人口の状況

本市の人口は平成22年をピークに減少に転じており、令和3年以降の推計でも減少傾向が継続することが見込まれています。

年齢3区分別人口割合の推移と推計をみると、15歳未満、15～64歳の人口割合が減少を続けていくのに対し、65歳以上の高齢者人口割合は増加を続けていくことが見込まれています。

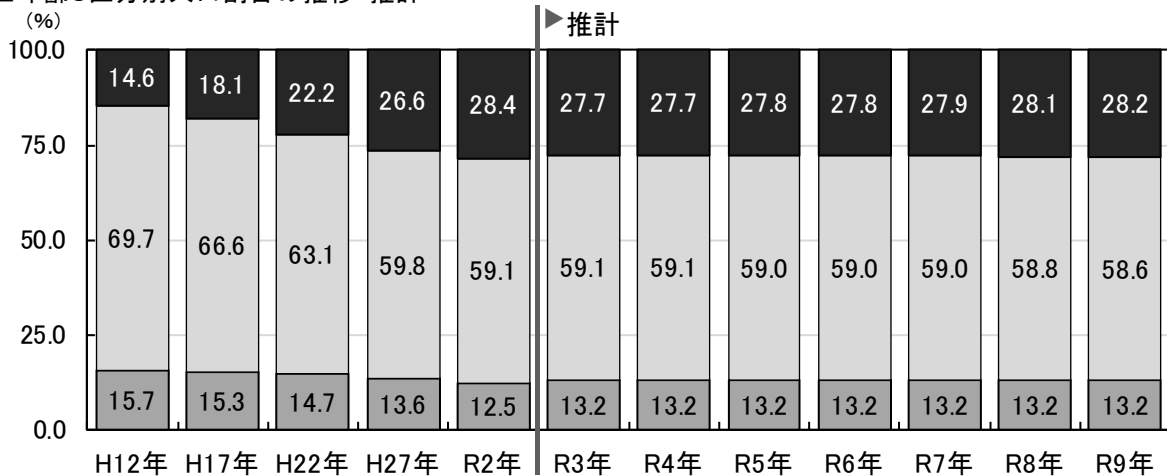
■年齢3区分別人口の推移・推計 (人)



■ 15歳未満 □ 15～64歳 ■ 65歳以上

資料：[平成12年～令和2年]国勢調査、[令和3年以降]第6次江南市総合計画

■年齢3区分別人口割合の推移・推計 (%)



■ 15歳未満 □ 15～64歳 ■ 65歳以上

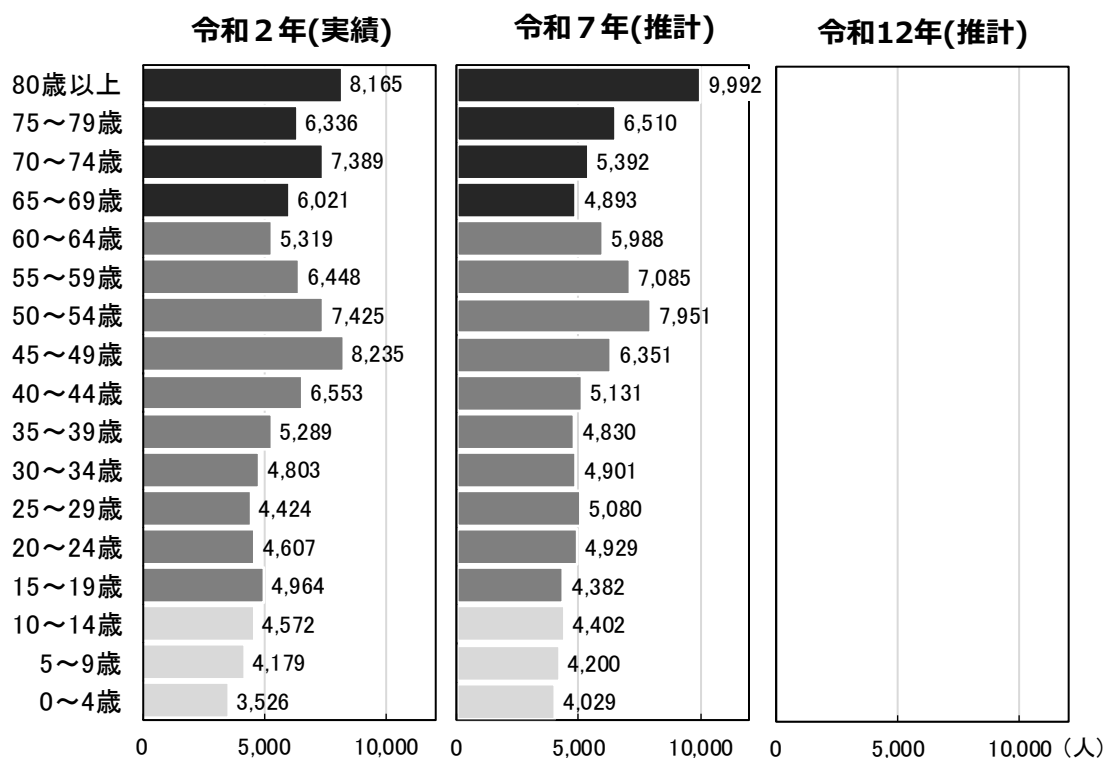
資料：[平成12年～令和2年]国勢調査、[令和3年以降]第6次江南市総合計画

## ②人口構成の状況

本市の人口構成は、令和2年時点では40歳代後半の働き盛り・子育て世代、70～74歳の前期高齢者、80歳以上の後期高齢者が多くなっています。前期高齢者は今後10年間で後期高齢者に移行し、80歳以上の人々が人口の多くを占めることが予想されています。

令和7年の推計では40歳未満の若い世代に大きな膨らみがなく、少子化や人口減少が進行していくことが懸念されます。

### ■人口構成の変化(推計)



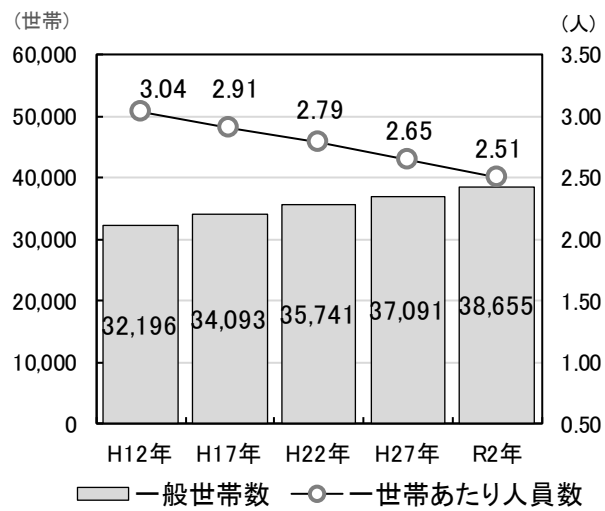
資料:[令和2年]国勢調査、[令和7年、令和12年]第6次江南市総合計画

### ③世帯数・世帯構成の状況

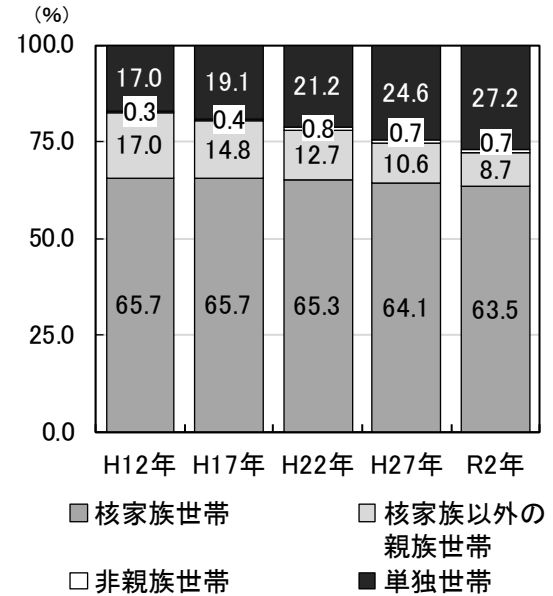
本市の一般世帯数は増加を続けていますが、その一方で一世帯あたり人員数は減少しています。

世帯構成別割合の推移をみると、核家族世帯の占める割合が最も大きくなっており、また単独世帯の割合が増加していることから、世帯規模が縮小化していることがうかがえます。

■一般世帯数と一世帯あたり人員の推移



■世帯構成別割合の推移



資料：(左図・右図) 国勢調査

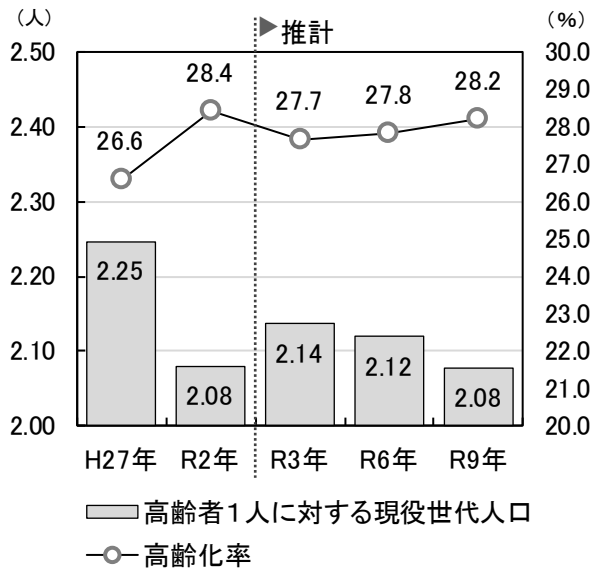
## (2) 高齢者の状況

### ① 高齢化率の状況

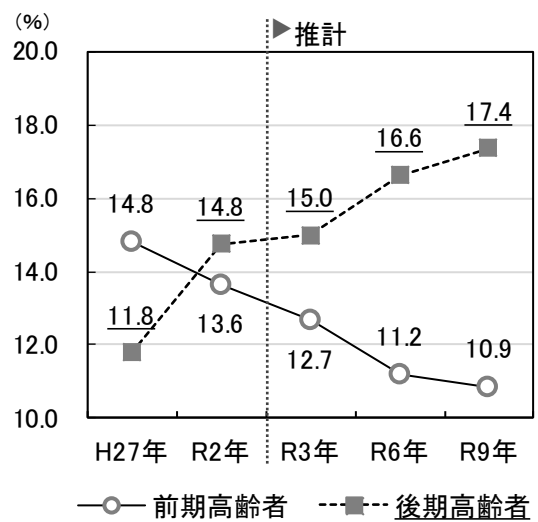
本市の少子高齢化・人口減少に伴い、高齢者1人に対する現役世代人口の数も減少し、いわゆる支援の担い手が減少していくことが予想されています。

また、65歳から74歳の前期高齢者及び75歳以上の後期高齢者割合は令和2年に逆転しており、その後も後期高齢者割合は増加傾向で推移していくことが見込まれています。

■ 高齢者1人に対する現役世代人口及び  
高齢化率の推移



■ 前期・後期高齢者割合の推計



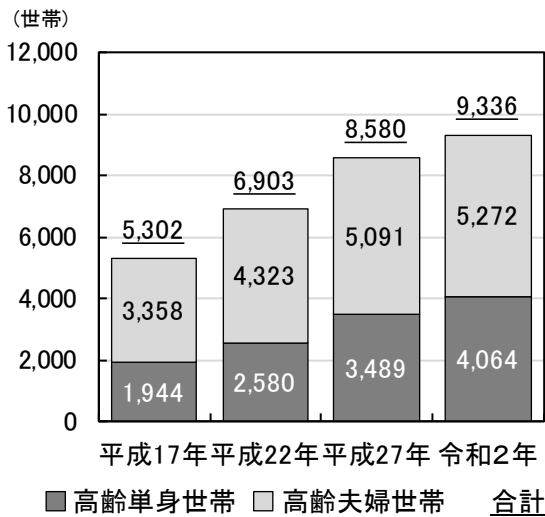
資料：[～令和2年]国勢調査、[令和3年～]第6次江南市総合計画

## ②高齢者世帯数の状況

本市の高齢者世帯数は、高齢化の進行に伴い平成17年から令和2年にかけて1.8倍に増加しており、特に高齢単身世帯で増加割合が大きくなっています。

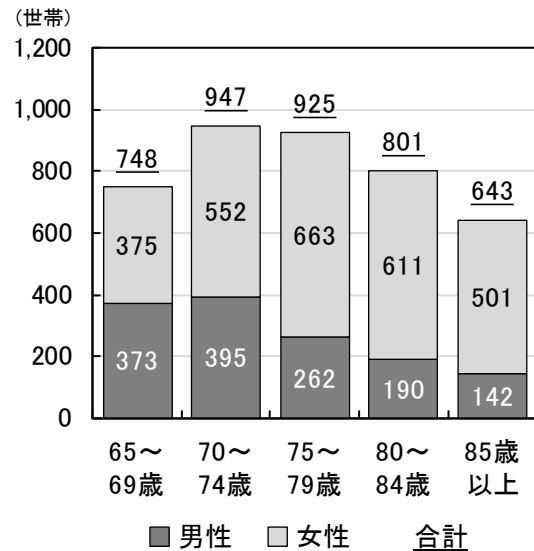
高齢単身世帯の内訳をみると、80歳以上の世帯が約35%を占めており、その約8割を女性が占めています。

■高齢者世帯の推移



資料:国勢調査

■高齢単身世帯の推移

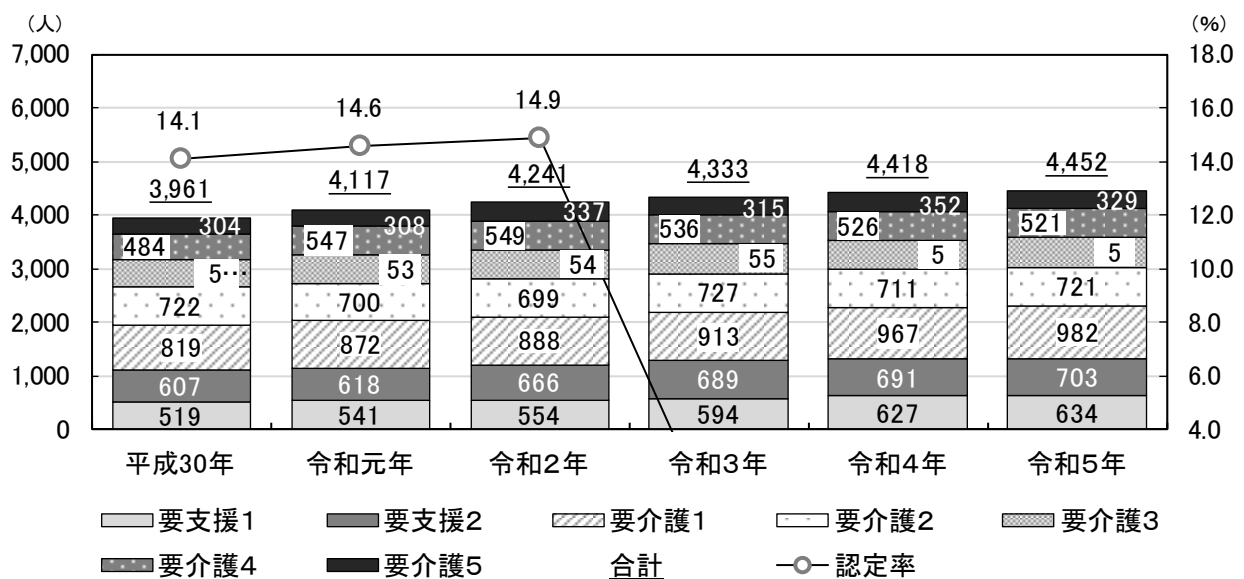


資料:国勢調査

## ③要支援・要介護認定者の状況

本市の要支援・要介護認定者数は増加しています。認定率（要支援・要介護認定者数を第1号被保険者数で除した割合）は、

■要支援・要介護認定者、認定率の推移

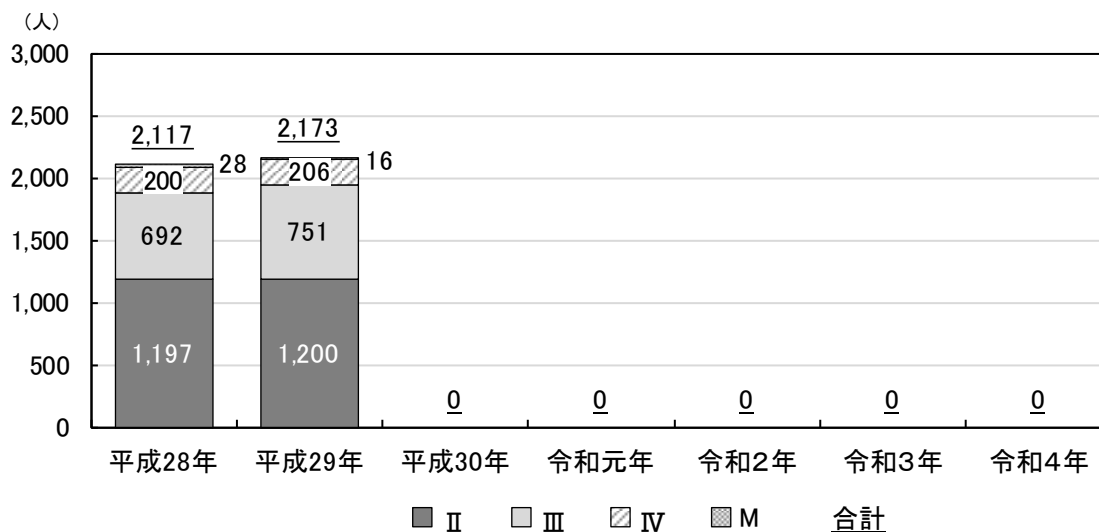


資料:介護保険事業状況報告(月報) ※各年9月末現在

#### ④認知症高齢者の状況

本市の認知症高齢者は、

##### ■認知症高齢者の推移



資料:高齢者生きがい課(各年3月末現在)

##### 認知症高齢者の状況

認定調査員が訪問調査をした人のうち、以下の判定に基づき、日常生活自立度Ⅱ以上と判定された人を「認知症高齢者」としています。

##### ■判定基準

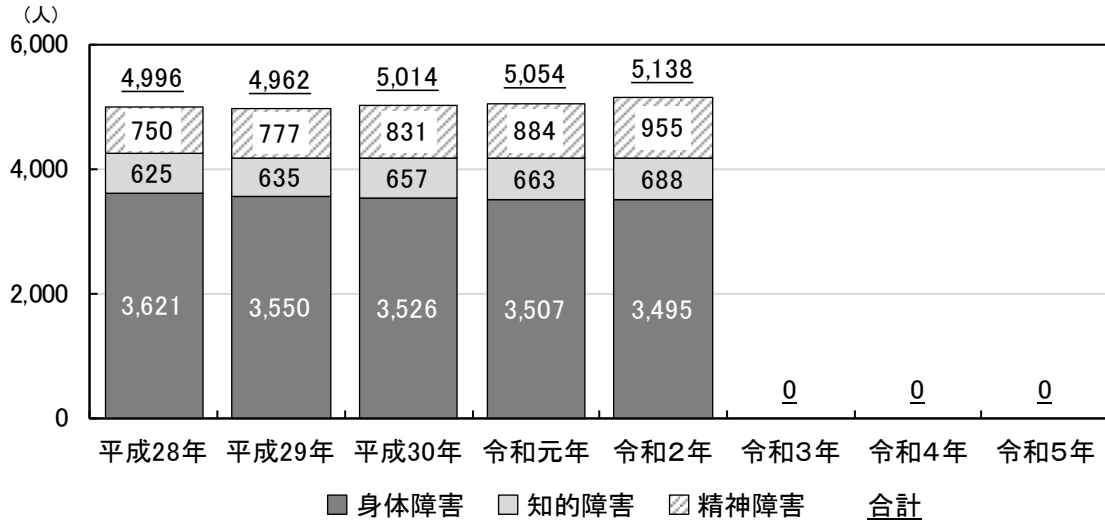
ランク	判定基準
I	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にはほぼ自立している。
Ⅱ	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。
Ⅱa	家庭外で上記Ⅱの状態が見られる。
Ⅱb	家庭内でも上記Ⅱの状態が見られる。
Ⅲ	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さがときどき見られ、介護を必要とする。
Ⅲa	日中を中心として上記Ⅲの状態が見られる。
Ⅲb	夜間を中心として上記Ⅲの状態が見られる。
Ⅳ	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。
M	著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。

### (3) 障害のある人等の状況

#### ①障害者手帳所持者の状況

本市の障害者手帳所持者数は増

#### ■障害者手帳所持者数の推移



資料:福祉課(各年4月1日現在)

※グラフ中の「身体障害」は「身体障害者手帳所持者」、「知的障害」は「療育手帳所持者」、「精神障害」は「精神障害者保健福祉手帳所持者」を表しています。

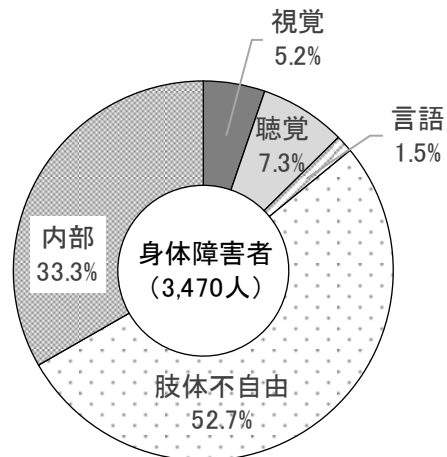
#### ②各手帳所持者の状況

身体障害の内訳をみると、

また、障害種別の割合では、「肢体不自由」が半数、「内部障害」が約3割で大多数を占めています。

#### ■身体障害 等級別割合(令和年度)

#### ■身体障害 障害種別割合(令和4年)



資料:福祉課(4月1日現在)

資料:こうなんの統計(4月1日現在)



知的障害の内訳をみると、  
精神障害の内訳をみると、

■知的障害 判定別割合(令和年度)

■精神障害 等級別割合(令和年度)

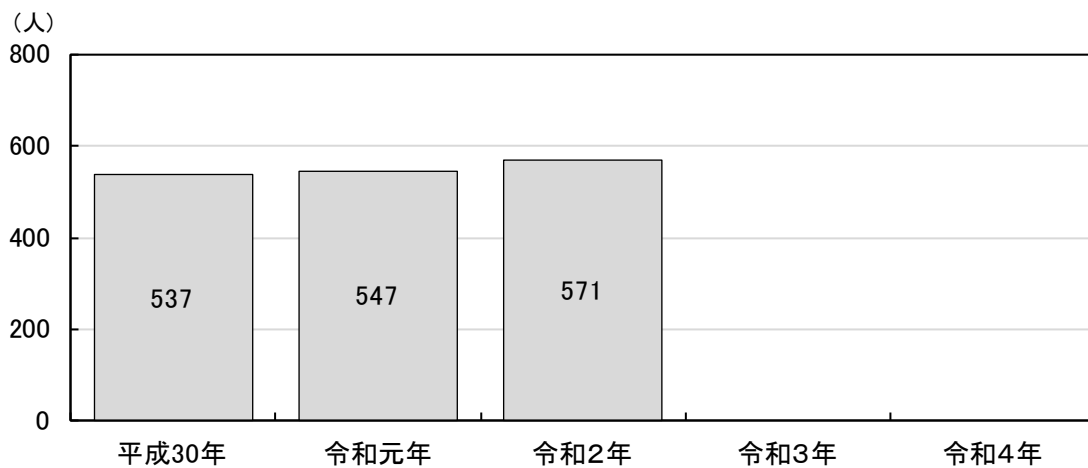
資料:福祉課(4月1日現在)

資料:福祉課(4月1日現在)

### ③難病患者の状況

本市の難病患者数(指定難病特定医療費公費負担分)の推移をみると、

■難病患者数の推移



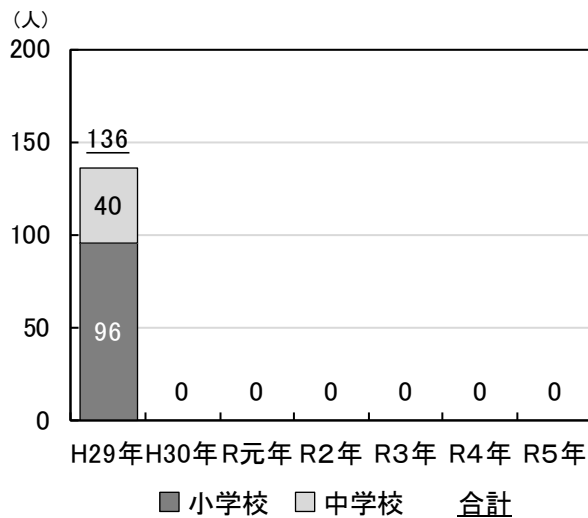
資料:江南保健所(各年3月31日現在)

#### ④特別な支援が必要な子どもの状況

本市の特別支援学級の児童・生徒数は

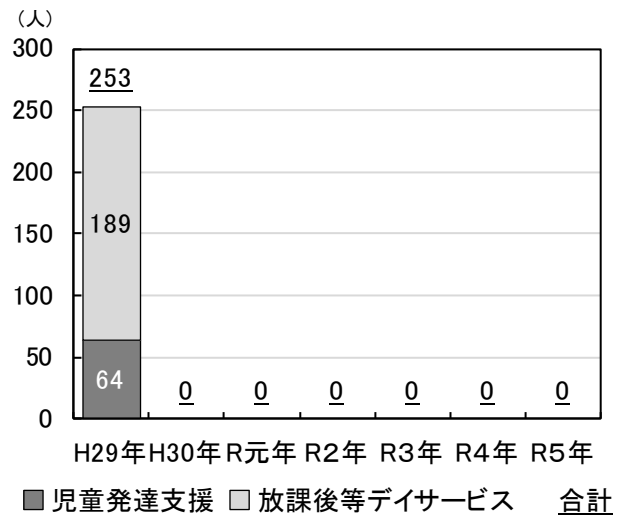
障害児通所支援サービス利用者数

■特別支援学級の児童・生徒数の推移



資料:教育課(各年5月1日現在)

■障害児通所サービス利用者数の推移



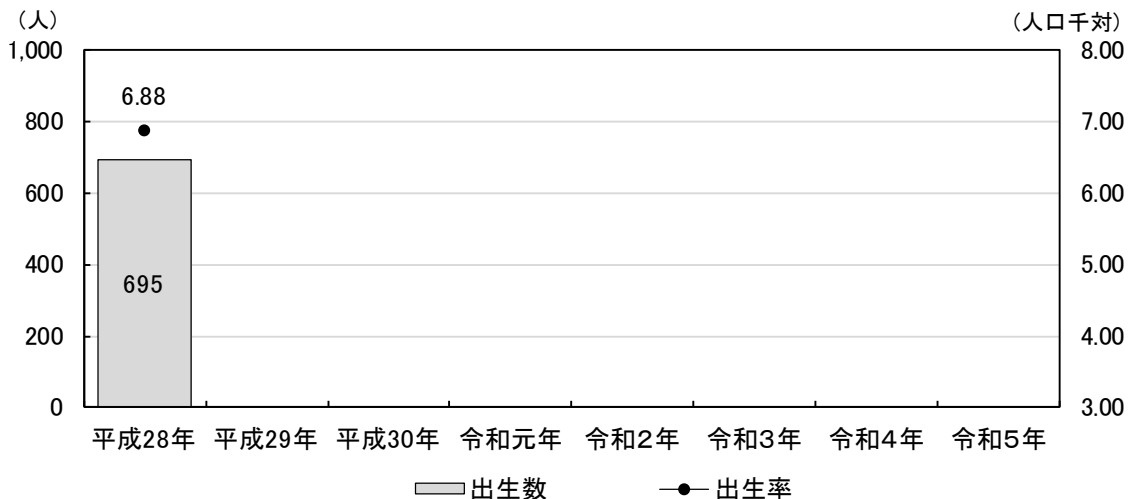
資料:福祉課(各年4月1日現在)

### (4) 子ども・子育て世帯の状況

#### ①出生の状況

本市の出生数は

■出生数・出生率の推移



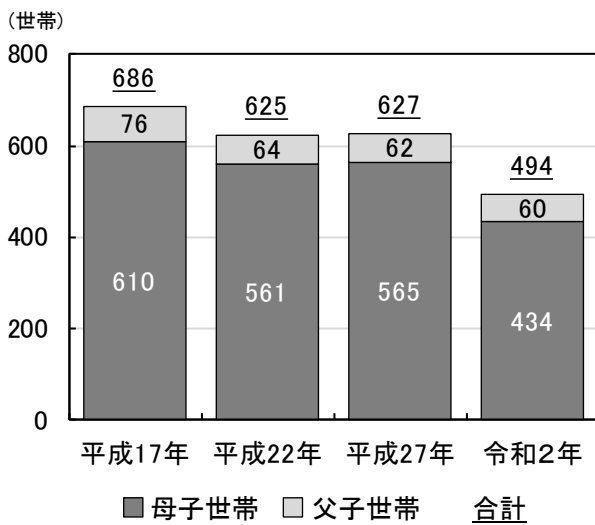
資料:[出生数]人口動態調査、[出生率の算出に用いた人口]市民サービス課(各年4月1日現在)

## ②ひとり親世帯等の状況

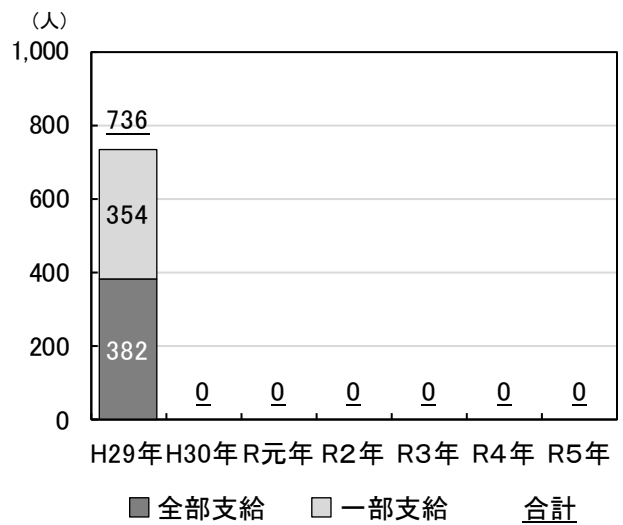
本市の母子・父子世帯（未婚、死別または離別の父または母と、その未婚の20歳未満の子どものみから成る一般世帯）数は平成17年から減少傾向で推移しており、令和2年には494世帯となっています。

児童扶養手当（ひとり親家庭等の生活の安定と、児童の健全育成のために手当を支給する制度）**受給者数は**

■ひとり親世帯数の推移



■児童扶養手当受給者数の推移

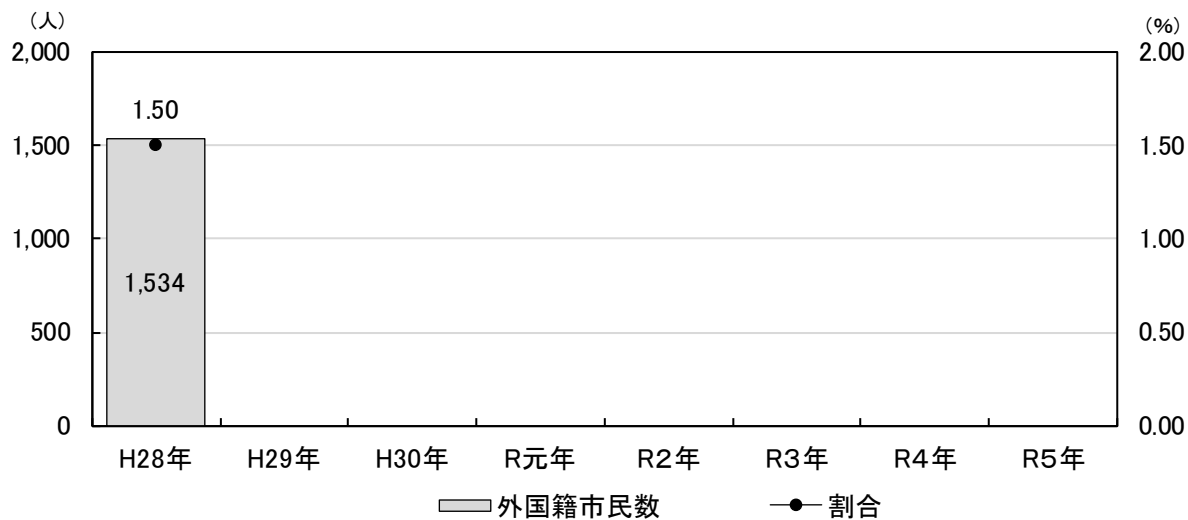


## (5) 外国籍市民の状況

本市の総人口に占める外国籍市民の割合は

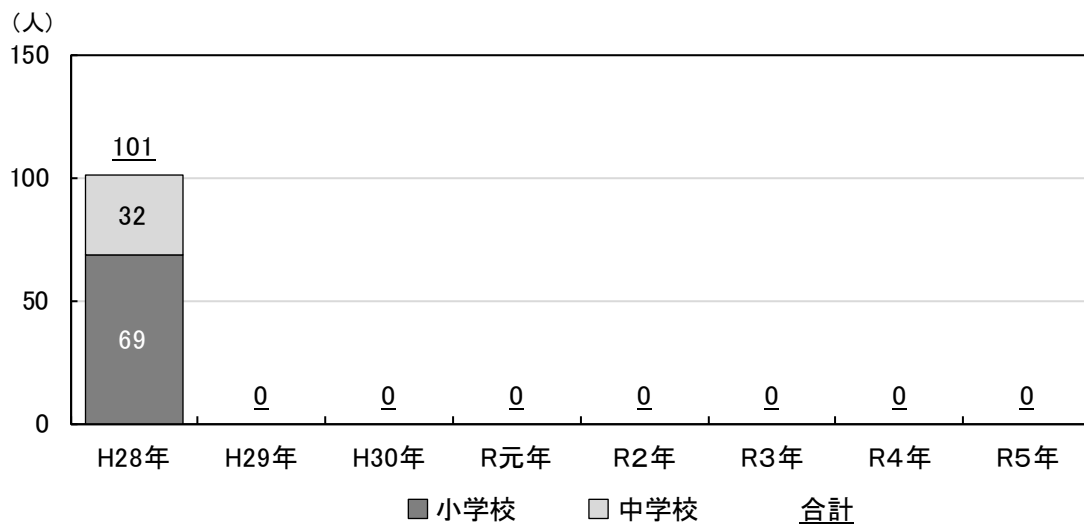
少子化により児童・生徒数が減少しているなかで、外国人児童・生徒数は

■外国人市民数・総人口に占める外国籍市民割合の推移



資料: 市民サービス課(各年3月末現在)

■外国人児童・生徒数の推移

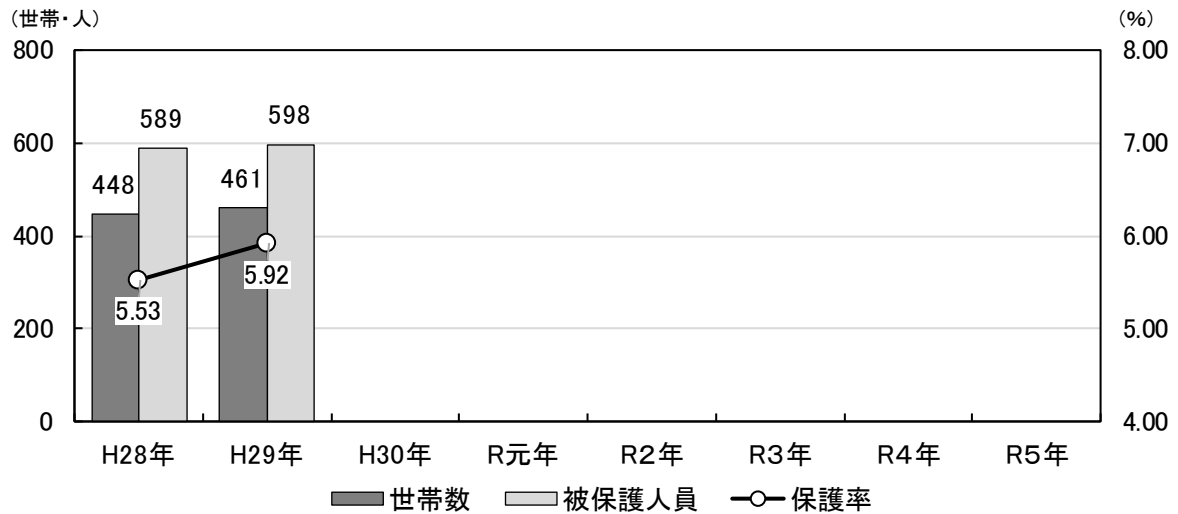


資料: 教育課(各年5月時点)

## (6) 生活保護世帯の状況

本市の生活保護世帯数・被保護人員は  
保護率（総人口 1,000 人あたりの被保護人員の割合）

### ■生活保護世帯数等の推移



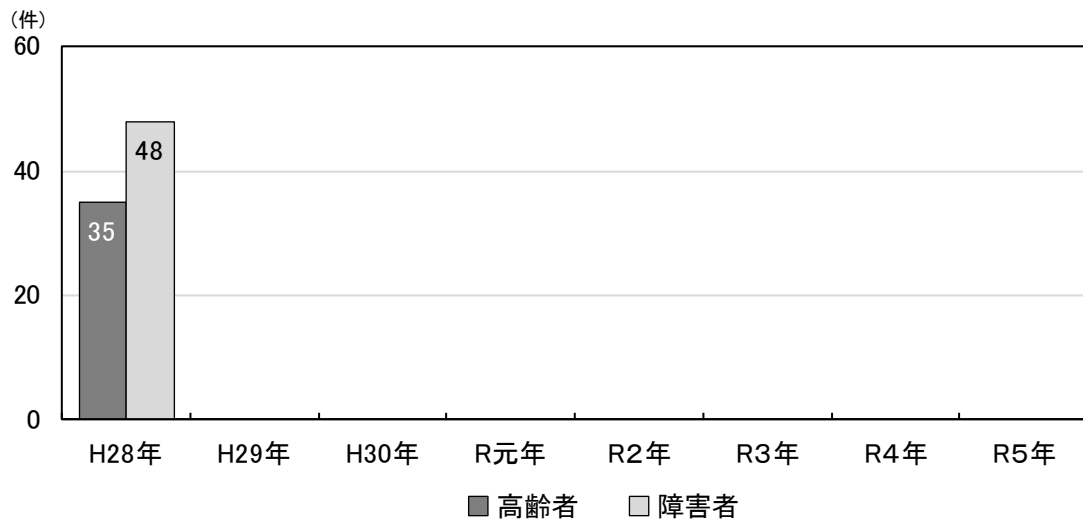
資料:福祉課(各年4月1日現在)

## (7) 虐待、DVの状況

本市の高齢者、障害者虐待相談件数、DV相談件数は

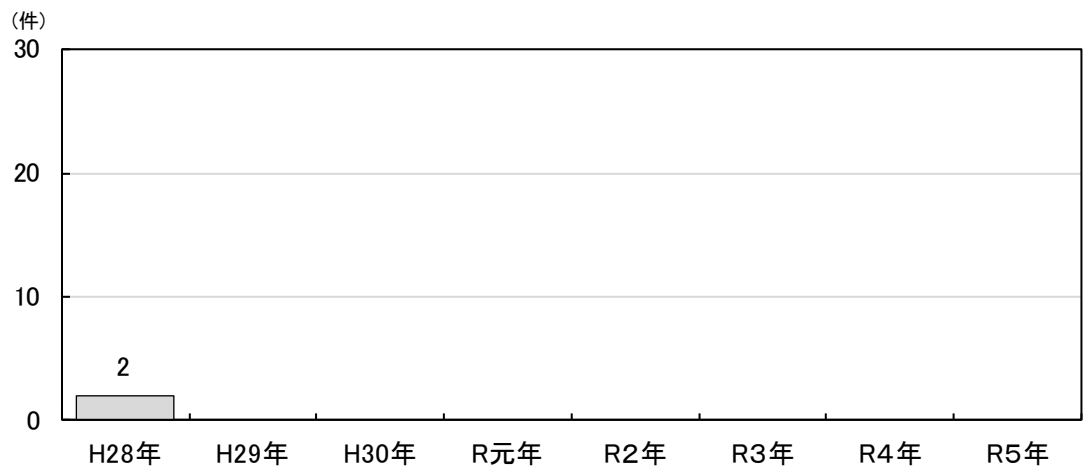
児童虐待認定件数は、

### ■高齢者、障害者虐待相談件数の推移



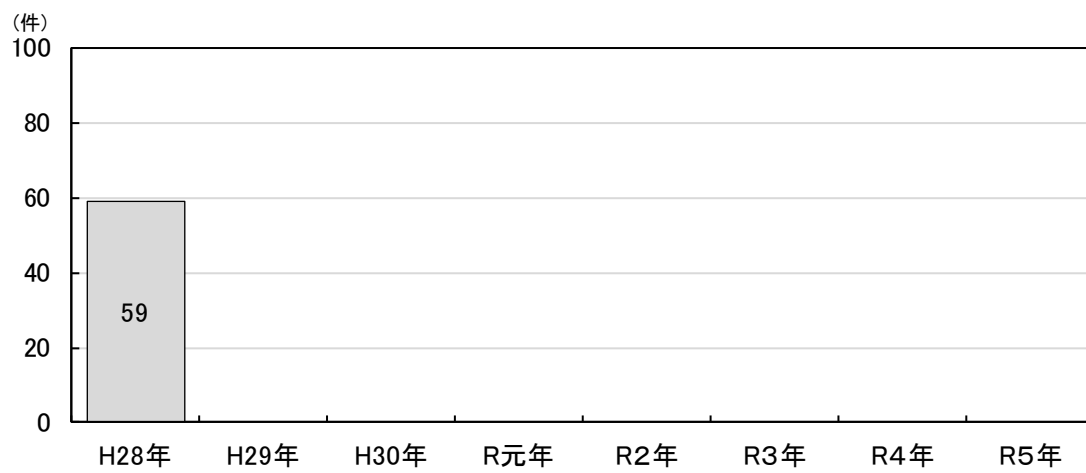
資料：高齢者生きがい課、福祉課（各年3月末現在）

### ■DV相談件数の推移



資料：福祉課（各年3月末現在）

■ 児童虐待認定件数の推移



資料:一宮児童相談センター(各年3月末現在)

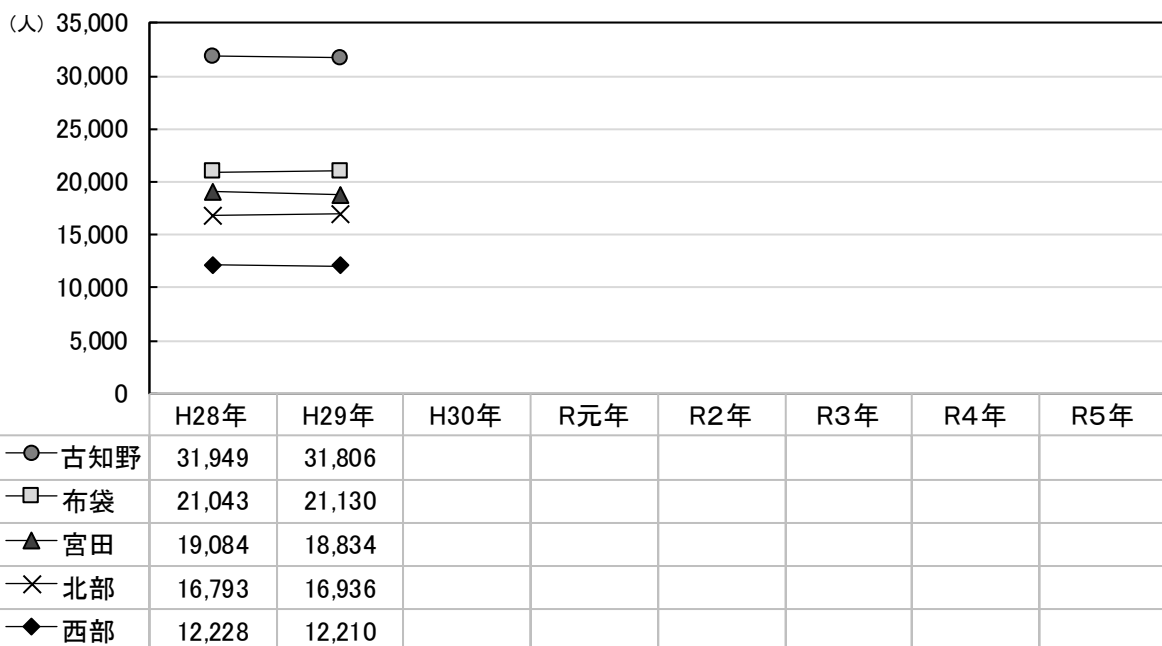
## (8) 地区の状況

### ①地区別人口の状況

各地区の人口等の状況は以下のとおりです。

地区	特 徴
古知野	
布袋	
宮田	
草井	
藤ヶ丘	

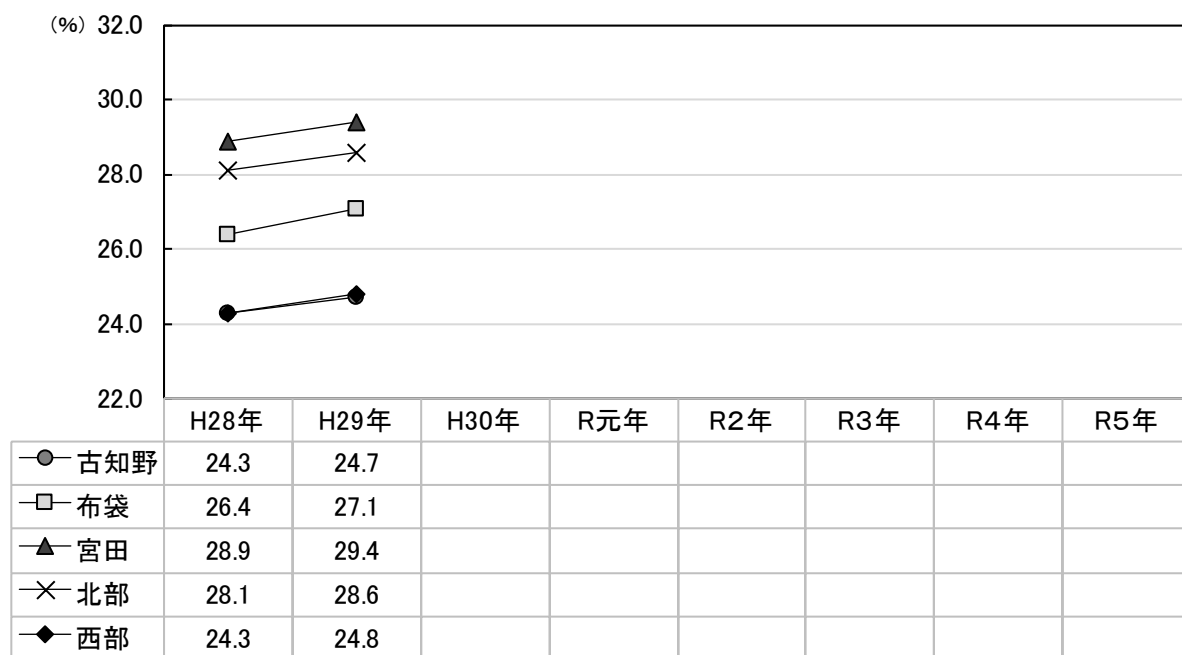
### ■地区別総人口の推移



資料:住民基本台帳(各年4月1日現在)

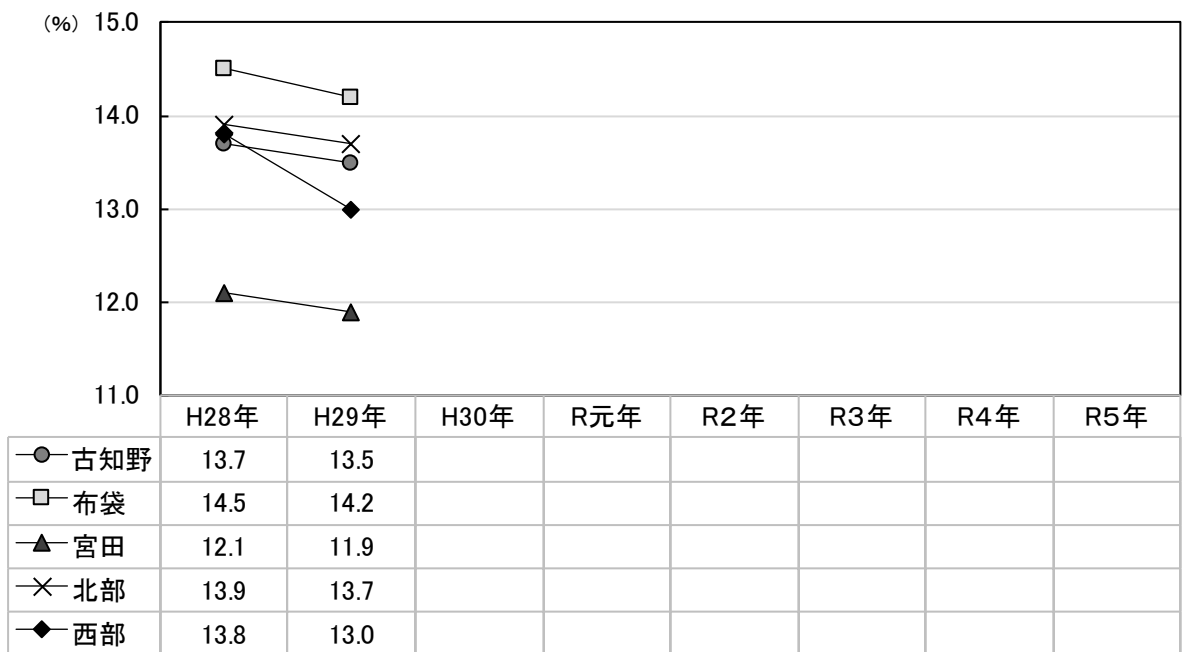


■地区別高齢化率の推移



資料: 住民基本台帳(各年4月1日現在)

■地区別年少人口割合の推移



資料: 住民基本台帳(4月1日現在)

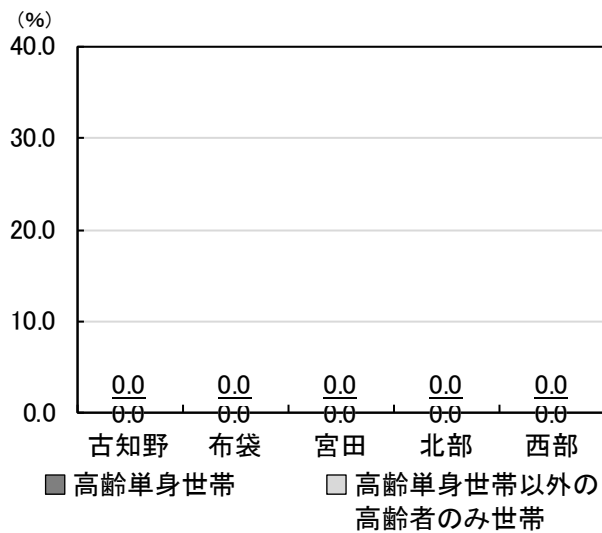
■人口増減と高齢化率の変化の関係

資料: 住民基本台帳(4月1日現在)

人口増減と高齢化率の変化の関係

平成 29 年の総人口を平成 25 年の総人口で除したものを「人口増減率」とし、また、平成 29 年の高齢化率と平成 25 年の高齢化率の差を「高齢化率の変化」としたものの相関について、地区ごとに示している。

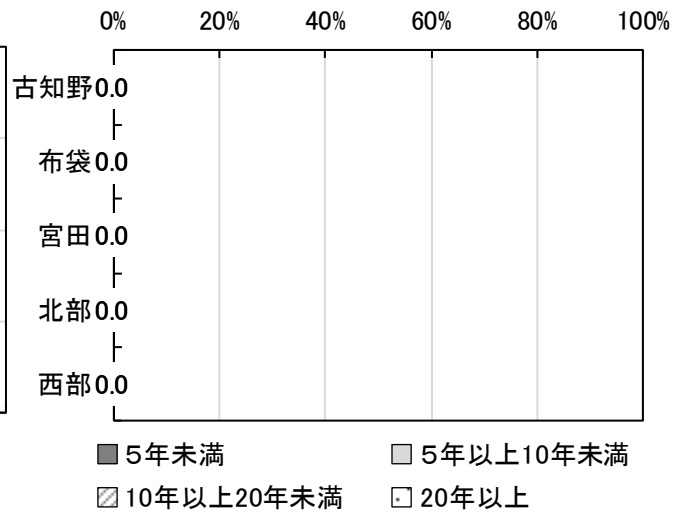
■地区別高齢者のみ世帯割合の状況(令和年度)



合計

資料: 住民基本台帳(4月1日現在)

■地区別居住年数(令和年度)



資料: 住民基本台帳(4月1日現在)

## ②地域資源の状況

各地域範囲における地域資源は次のとおりです。

### ■重層的な地域範囲ごとの地域資源

隣近所 区・町内会	小学校区 10 校区	中学校区 5 校区	日常生活圏域 3 圏域	市全域	都道府県
<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治会 約 140 地区</li> <li>・民生委員・ 児童委員※ 146 人</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公民館: 3 か所 (地区公民館除く)</li> <li>・学習等供用施設: 15 か所</li> <li>・子育て支援センター※: 3 か所</li> <li>・相談支援事業所 (障害): 6 か所</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・支所: 3 か所</li> <li>・地域包括支援センター ※ (高齢): 3 か所</li> <li>・生活支援コーディネーター※ (高齢): 3 人</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉事務所</li> <li>・社会福祉協議会</li> <li>・自立相談 (生活困窮): 1 か所</li> <li>・基幹相談支援センター ※ (障害): 2 か所</li> <li>・保健センター</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保健所</li> <li>・児童相談所</li> </ul>
社会福祉法人 6 法人、NPO※、ボランティア					

※ 民生委員・児童委員

民生委員法に基づき、社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場になって相談に応じ、及び必要な援助を行い、社会福祉の増進に努めることを任務として、市町村の区域に配置されている民間人。民生委員は児童委員を兼ねる。

※ 子育て支援センター

子育て家庭等に対して、親子同士のふれあいの場であるサロンの提供、育児不安などに対する相談・助言、子育てサークルなどの育成・支援、各種教室や子育て講習会などの開催及び子育てに関する情報誌の発行を行う支援センターのこと。

※ 地域包括支援センター

高齢者が住み慣れた地域で健やかに安定して暮らすことができるよう、総合的相談や要介護者等高齢者を総合的に支えるための地域の中核的機関。平成 18 年 4 月 1 日から介護保険法の改正に伴い創設された。

※ 生活支援コーディネーター

高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けて、主に資源開発やネットワーク構築の機能を果たす地域支え合い推進員のこと。

※ 基幹相談支援センター

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、身体障害者、知的障害者、精神障害者の相談を総合的に行う。

※ NPO

「Non-Profit Organization」または「Not-for-Profit Organization」の略称で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称。

■ふれあい・いきいきサロン<sup>※</sup>の設置状況

中学校区	サロン箇所数			
古知野	<b>3か所</b>	○ほのぼのサロン	○ふれあいサロンなごやか	○生き・いき・サロン前野
布袋	<b>6か所</b>	○菜の花サロン ○北山サロン	○サロンいまいちば ○安良健康サロン	○力長サロン ○そもと貯筋の会
宮田	<b>5か所</b>	○3R宮田サロン ○サロンふじの会	○ジョイフルサロン ○サロン・前飛保	○ふれあいサロン藤ヶ丘
北部	<b>5か所</b>	○ひまわりサロン ○小脇生きいきクラブ	○新開・ふれあいサロン	○サロン「あじさいの会」 ○なか般若サロン
西部	<b>3か所</b>	○さわやかサロン	○上奈良気ままサロン	○ふじの郷サロン

※ ふれあい・いきいきサロン

小地域において、ひとり暮らしや閉じこもりがちな高齢者が気軽に外へ出て仲間づくりを行ったり、活動等を行うことでいきいきと暮らせるための場のこと。

## 2 アンケート調査からみる市民や活動者の意識

### (1) 市民・活動者アンケートの実施概要

本計画の策定に際し、地域の現状やニーズ、活動主体者の活動状況等を把握し、施策立案の検討材料とするため、2種の調査を実施しました。

#### ■調査の実施概要

		市民	活動主体者
調査対象		市内在住の18歳以上の市民 [住民基本台帳より2,000人を性別、年代、居住地区等、江南市の人口割合と同等となるよう抽出]	民生委員・児童委員（主任児童委員） 区長・町総代（自治会代表者も含む） [調査対象者283人]
配布・回収方法		郵送配布、郵送回収またはWEB回答	
調査基準日		令和4年10月1日	
調査期間		令和4年10月17日(月)～11月4日(金)	
回収状況	配布数	2,000	283
	有効回答件数	878	223
	有効回収率	43.9%	78.8%

#### 表記について

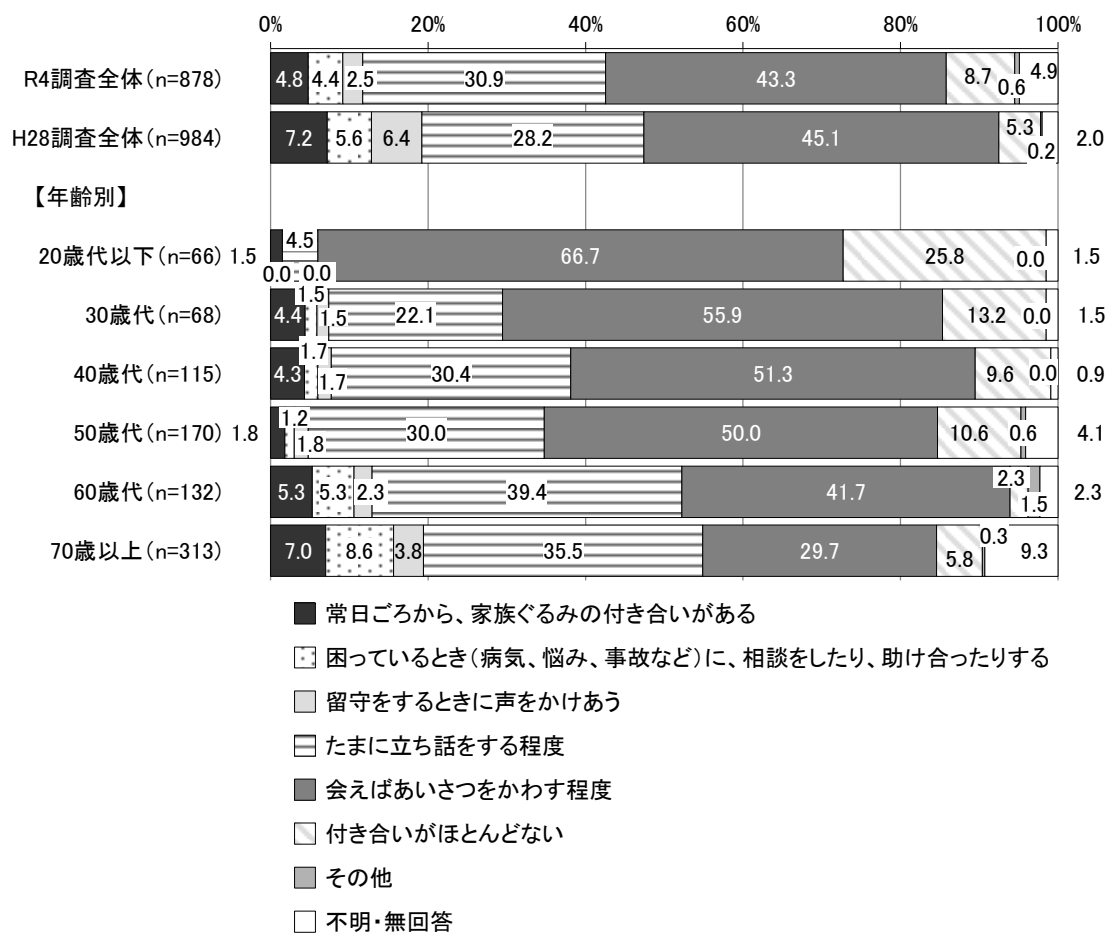
- アンケート結果概要における数字は、実際にその設問に回答した人の数を母数にした比率を表しています。
- 「n」は人数を表示しています。
- 比率は小数点第2位で四捨五入しているため、比率の合計は100.0%にならない場合があります。
- 回答を2つ以上選択できる複数回答では、比率の合計は100.0%を超えます。

## (2) 市民アンケート調査結果（一部抜粋）

### ①近所付き合いの状況

市民の近所付き合いの程度は、全体では「会えばあいさつをかわす程度」が最も高くなっています。年齢が上がるにつれて、「常日ごろから、家族ぐるみの付き合いがある」「困っているとき（病気、悩み、事故など）に、相談したり、助け合ったりする」といった、密な関係を築いている人が多くなる傾向にあります。一方で、50歳代は40歳代と比較して近所付き合いが希薄化している特徴がみられます。

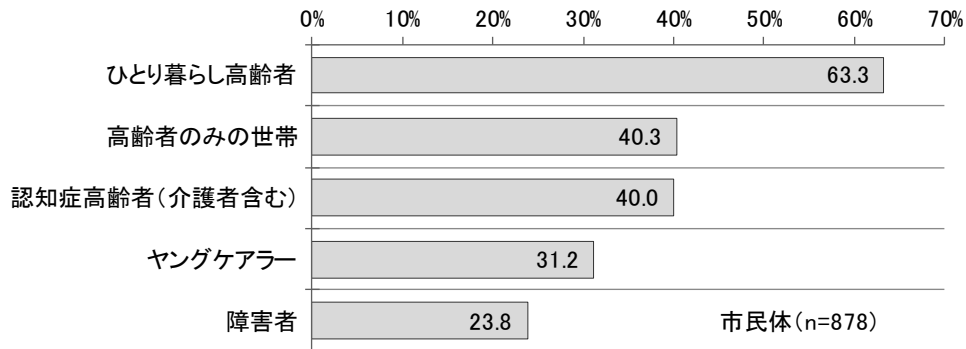
#### ■近所付き合いの状況（市民意識調査 単数回答）



## ②支援が必要だと思う対象

市民が特に支援が必要だと思う対象は「ひとり暮らし高齢者」が約6割と高くなっています。また、「ヤングケアラー」が3割となっており、近年の福祉課題として認識されていることがうかがえます。

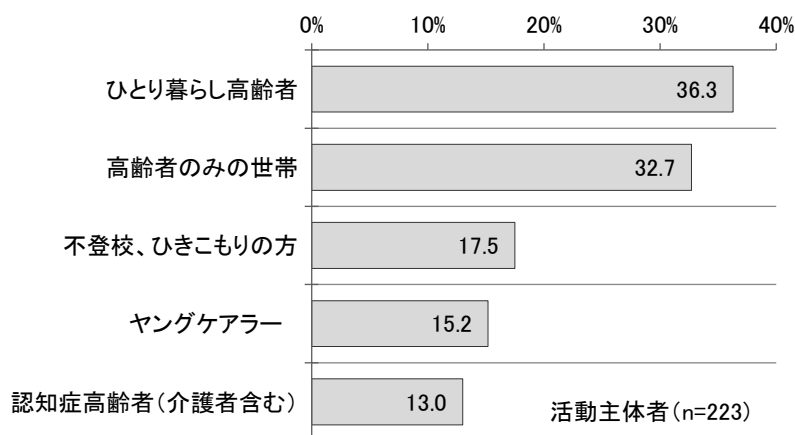
### ■特に支援が必要だと思う対象(市民意識調査 複数回答・上位5位)



## ③行政サービスや地域活動において支援しきれていないと思う対象

活動者が行政サービスや地域活動において支援しきれていないと思う対象は、「ひとり暮らし高齢者」「高齢者のみの世帯」が最も多く、次いで「不登校、ひきこもりの方」「ヤングケアラー」となっており、支援が必要な人に支援が届いていないことがうかがえます。

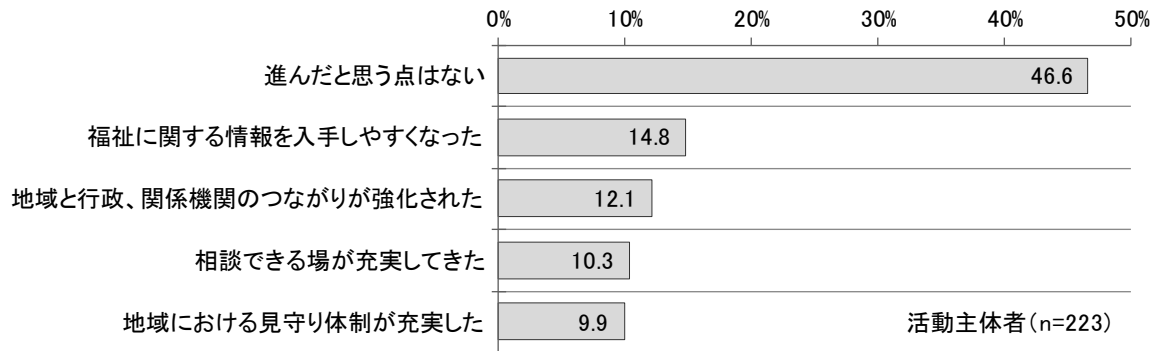
### ■特に支援が必要だと思う対象(活動主体者調査 複数回答・上位5位)



### ③地域福祉が推進されたと思う点

活動主体者で、地域福祉が推進されたと思う点について、情報の入手や見守り体制の充実といった点で一定の成果はみられるものの、「進んだと思う点はない」が最も高くなっています。

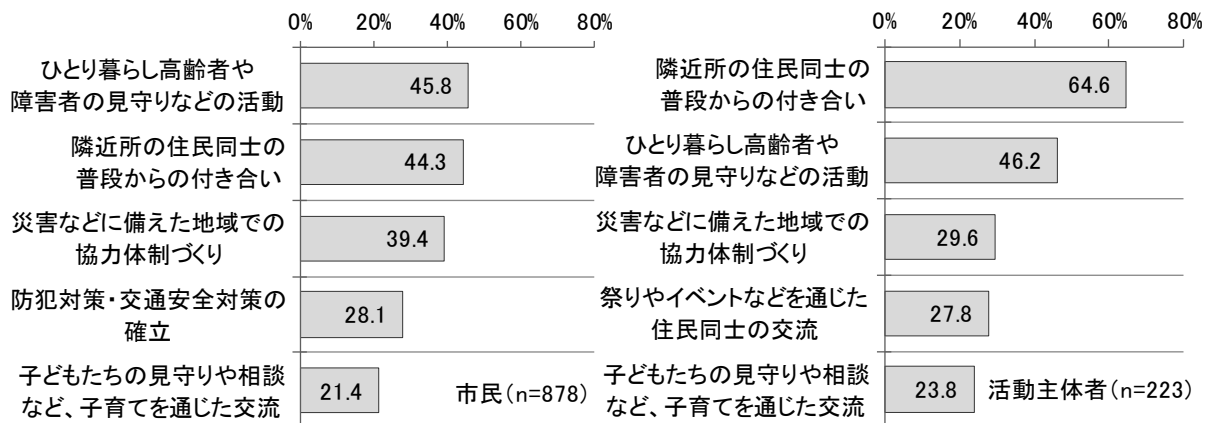
■日頃活動している地域のなかで地域福祉が推進されたと思う点(活動主体者調査 複数回答・上位5位)



### ④今後力を入れていくべきこと

地域として力を入れるべきことは、市民・活動主体者ともに「ひとり暮らし高齢者や障害者の見守りなどの活動」「隣近所の住民同士の普段からの付き合い」が高くなっています。

■助け合い、支え合いのまちづくりのために、今後地域として力を入れていくべきだと思うこと  
(市民意識調査、活動主体者調査 複数回答上位5位)





### (3) 専門機関アンケート調査の実施概要

本計画の策定に際し、専門機関を対象に地域福祉に関する課題を把握し、施策立案の検討材料とするため、調査を実施しました。

区分	内容
対象	専門機関（介護・障害・医療・行政機関等）
調査実施期間	令和5年3月6日～3月31日
実施方法	郵送配布またはメールにて配布・回答形式は郵送、メールから任意
回収数	35件（回収率：92.1%）

### (4) 専門機関アンケート調査結果（一部抜粋）

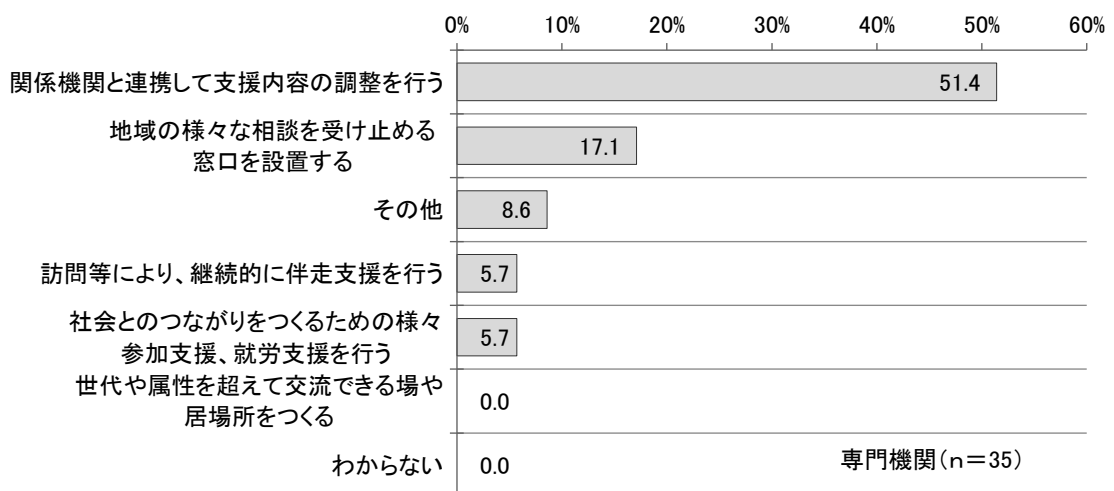
#### ①複合的な課題の事例

既存の制度やサービスで対応が難しい事例、複合的な課題の事例について、高齢者や障害児・者の複合的な課題が多くあがっています。支援が必要な人がサービスへつなげられないことや、障害のある親を持つ子どものヤングケアラーへの懸念、介護・支援者が不在で対応が困難な事例等の事例もありました。

#### ②支援困難事例や複合的な課題を解決するために必要だと思う施策

「関係機関と連携して支援内容の調整を行う」が最も高くなっており、次いで「地域の様々な相談を受け止める窓口を設置する」となっています。

#### ■支援困難事例や複合的な課題を解決するために必要だと思う施策



### 3 地域福祉懇談会からみる状況

#### (1) 地域福祉懇談会の実施概要

地域住民・活動主体者を対象に、グループワーク形式で地域福祉懇談会を行いました。地域での困りごとや課題を踏まえ、今後の地域の取組としてどのような活動ができるかについて話し合っていたいただき、地域の課題の解決策を必ずしも考えるのではなく、話し合いを通じた、地域の方との情報共有や関係づくりをゴールとしました。

##### ■地域懇談会の実施概要

日程	区域	場所
5月23日（火）14：30～16：30	草井	草井地区学習等供用施設
5月26日（金）14：30～16：30	宮田	宮田地区学習等供用施設
5月29日（月）14：30～16：30	古知野②	旧保健センター
5月31日（水）14：30～16：30	古知野①	旧保健センター
6月2日（金）19：00～21：00	藤ヶ丘	江南団地集会所
6月5日（月）14：30～16：30	布袋	布袋ふれあい会館

#### (2) 地域福祉懇談会での意見（抜粋）

##### ■草井地区

カテゴリ名	内容
つながり・交流	<ul style="list-style-type: none"> <li>・近所への声掛け、あいさつをする。</li> <li>・子どもから大人まで声をかけられやすくなるまちにする。</li> <li>・家の近くに気軽にお喋りに集まれる場所があるとよい。</li> <li>・隣の人と気軽に話ができるまちにしたい。</li> </ul>
移動・交通	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コミュニティバスの不便な地域への乗り入れが必要。</li> <li>・市役所や図書館だけでなくスーパー等にも誰でも不安なく外出できるまちにしたい。</li> <li>・運転免許返納しても気軽に乗れるコミュニティバスの運行する町にしたい</li> <li>・居酒屋、スーパーなど歩いて帰る場所があるまちにしたい。</li> </ul>
防災	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域のつながりを深くするためには対災害・対治安が重要。</li> </ul>
多様性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どものことは「子ども会」、老人のことは「老人クラブ」と押し付けない考え方を持つ。</li> <li>・強制ではない地域の取り組みを考えていく・実施する。</li> </ul>
相談	<ul style="list-style-type: none"> <li>・困っていることが相談できるとよい。</li> </ul>

■宮田地区

カテゴリ名	内容
つながり・交流	<ul style="list-style-type: none"> <li>・孤独死が防げるまちにしたい。</li> <li>・いろいろなグループとの交流をする。</li> <li>・地域のコミュニケーションが重要。</li> <li>・地域での子どもと高齢者が会話・雑談できるカルチャースペースの検討。</li> <li>・サロンを身近に感じてもらえる街にしていく。</li> <li>・交流の場の情報発信。</li> </ul>
自助	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自分でできることはできるだけ自分でやり、健康で長生きする。</li> </ul>
多世代交流	<ul style="list-style-type: none"> <li>・若い人、高齢者が交流して、お互いの情報交換ができる関係性にしていきたい。</li> <li>・保育園・デイサービスを同施設にする。</li> </ul>
多文化共生	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外国人も地域のコミュニティに参加できるようにする。</li> </ul>
買い物支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・移動スーパーがくるとよい。</li> </ul>
高齢者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・元気なシニア世代の力を借りる</li> </ul>
空き地・空き家利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・空き家を居場所へ活用。</li> <li>・空き家を若い人へ安く貸す。</li> </ul>

■古知野地区②

カテゴリ名	内容
若者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・若い人からの SNS 発信ができるとよい。</li> <li>・イベント制作に若い力を活用する。</li> </ul>
情報発信	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民生委員・児童委員存在そのもののPRをする。</li> </ul>
移動・交通	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用できる制度やサービスが利用しやすい、分かりやすいまちになるとよい</li> <li>・買い物と病院に困らないまちになるとよい。</li> </ul>
防災	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時の避難や対応が分かっているまちになるとよい。</li> <li>・自分の家のまわりの活動や避難場所を確認する</li> <li>・普段から防災準備をする。</li> </ul>
交流	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民同士で見守りあえるまちにしたい。</li> <li>・認知症や障害がある方にどう接すればよいかを学べる場をいっぱい作る。</li> <li>・地域の行事に積極的に参加する。</li> <li>・イベント・行事への参加に対する意識改革。</li> </ul>
多世代交流	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者、勤労者、若者、子供など世代の違う人との交流ができる取組があるとよい。</li> </ul>
子育て	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの顔をみせて、地域の人に知ってもらう。</li> </ul>
空き地・空き家利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・空き地が市民菜園になるとよい。</li> </ul>

■古知野地区①

カテゴリ名	内容
つながり・交流	<ul style="list-style-type: none"> <li>・井戸端会議ができるよう朝夕のあいさつをする。</li> <li>・世代間交流があるまちにしたい。</li> <li>・喫茶店だけでなく子どもから高齢者まで気軽に人が集まれる場所があるとよい。</li> <li>・地域のイベントに参加していく。</li> <li>・退職したあとの活動グループ（〇年会など）をつくる。</li> </ul>
空き地・空き家利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の有志で使われなくなった畑の再利用をする。</li> <li>・空き家改築と手続きの補助を出して地域の交流の場に変えるとよい。</li> </ul>
ボランティア	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ボランティアに参加する。</li> </ul>
子ども	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもが住み続けられるまちになるとよい。</li> </ul>
多文化共生	<ul style="list-style-type: none"> <li>・お互い文化を作りあい、外国人とのトラブルがないまちにしたい。</li> </ul>
広報・PR	<ul style="list-style-type: none"> <li>・InstagramなどのSNSをうまく活用する。</li> </ul>

■藤ヶ丘地区

カテゴリ名	内容
子ども	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童館を民間などに託してはどうか。</li> <li>・無料の学習塾があるとよい。</li> </ul>
若者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・若い人たちがたくさん住める団地にしたい</li> <li>・若い人にSNSで団地をアピールしたい</li> </ul>
交流	<ul style="list-style-type: none"> <li>・イベントを復活させる。</li> <li>・自分からあいさつなどの声掛けをする。</li> </ul>
多世代交流	<ul style="list-style-type: none"> <li>・若い世代と高齢者との交流ができる場があるとよい。</li> <li>・子どもも高齢者もプランターで花を育てる。</li> </ul>
担い手	<ul style="list-style-type: none"> <li>・見守りサポーターをすすめたい。</li> </ul>
環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>・みなさんと花を育てたい。</li> <li>・花があふれるまちにしたい。</li> <li>・ベンチでおしゃべりができる東屋があるとよい。</li> </ul>
移動・交通	<ul style="list-style-type: none"> <li>・巡回バスが通るとよい。</li> <li>・免許証を返上しても、安心して出かけられるバスが走っているとよい。</li> </ul>

## ■布袋地区

カテゴリ名	内容
担い手	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ボランティアでは限界があるので、リーダーが必要。</li> <li>・行事等の担い手を増やす。</li> <li>・地域のために自ら行動する人材がいるとよい。</li> </ul>
連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の役員や地域の団体（老人クラブなど）と行政で集まり、お互い知り合い、話し合う機会をもつ。</li> <li>・子どもと地域高齢者が一緒に活動する。</li> <li>・町づくりについての話し合いに参加する。</li> <li>・プライバシーに配慮のもと、できる限り情報が共有できる組織づくり。</li> <li>・他の地域のことを知る機会をつくる。</li> <li>・神社や企業にはたらきかける。</li> </ul>
つながり・交流	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者が孤立しない状況をつくる。</li> <li>・地域の人が学校の施設を活用した活動。</li> <li>・行事（お祭りなど）続けられるまちづくり。</li> </ul>
情報発信	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域、民生委員、災害などの地域の人に伝えるために、情報が必要。</li> </ul>

## ■結果のまとめ

- つながりづくりのために、あいさつや声掛けをしていくことが多くあげられました。また、気軽に集まれる居場所など、日ごろからの交流の取組に関しての意見も多くありました。
- 子どもや高齢者の多世代交流についての場や活動についての意見が多くあり、地区によっては外国人との交流に関しての意見もだされています。また交流に関しての具体的な取組アイデアもあげられました。
- 若い世代の移住促進、若い世代の地域活動の参加が望まれており、そのための仕組みづくりについての意見が多くあがっています。その関連として若い世代の参加のため、SNSによる情報発信等の意見もありました。
- 空き地・空き家に対して課題に感じている意見があり、居場所への活用などのアイデアがありました。

# 第3章 計画の基本的な考え方

## 1 基本理念

※基本理念の考え方について

基本理念は、江南市でめざす地域福祉の姿を示すものとして、市民への周知・啓発等も見据えて設定しています。社会福祉法の改正や地域共生社会実現の全国的な動向を受け、「地域共生社会」の市民への浸透を図ること等から、言葉として「地域共生社会」を盛り込むことを念頭に、推進委員会において今後検討を重ね、決定します。

※現行計画基本理念

### みんなで支え、みんなで育む 「しあわせ」なまち 江南

参考：近隣市町村の地域福祉計画における基本理念・将来像の変更

自治体名	前回計画	今回計画
岩倉市	「しあわせ」と「安心」の まちづくり いわくら	安心できる 心がつながる 支え合う みんなが主役の <sup>まち</sup> 地域づくり ～岩倉市における地域共生社会の実現～
豊川市	ふれあい 支えあい 夢のある元気なまち とよかわ ～みんなで作る支えあいのまち～	ふれあい 支えあい 夢のある元気なまち とよかわ ～みんなで作る地域共生社会～
一宮市	(令和5年度からの計画が1期)	いつまでも ともに育む “いちのみや” ～みんながつながり支え合い、地域が織り なす共生社会をめざして～

## 2 計画の基本目標 ※現計画の基本目標をそのまま記載しています。

本理念として掲げる『みんなで支え、みんなで育む「しあわせ」なまち 江南』を達成するため、次の4つの基本目標に沿って施策を展開します。

基本目標1 福祉の「心」をはぐくむ

基本目標2 地域福祉を進める「人」をつくる

基本目標3 地域福祉推進の「しくみ」をつくる

基本目標安心・安全な暮らしの「環境」をつくる

## 3 重点プロジェクト

※重点プロジェクトの方向性

第1次計画における位置づけは、江南市の3つの主要課題から、3つの重点プロジェクトを設定しています。基本目標を横断的にとらえ、特に力を入れて推進していく取組としています。第2次計画でも引き続き、重点的に推進する取組を設定しますが、総合計画の目標のうち、地域福祉計画に密接な関係がある目標を抽出し、地域福祉計画における重点事業とします。

4 施策体系 ※現計画の体系をそのまま記載しています。

基本目標	施策の方向性	施策
1 福祉の 「心」 をはぐくむ	1 地域福祉についての意識の醸成	1 地域福祉の重要性についての情報発信 2 福祉教育の推進
	2 地域との関係を深めるきっかけづくり	1 隣近所での顔の見える関係づくり
	3 市民が活動・交流できる場の提供	1 高齢者や障害のある人、子育て家庭の居場所づくり 2 多世代交流の促進
2 地域福祉を進める 「人」 をつくる	1 活動の担い手の育成	1 活動に取り組むきっかけづくり 2 新たな担い手の確保
	2 福祉を進める活動主体者への支援	1 市民・協働ステーション、ボランティアセンターの充実 2 地域福祉活動への支援
3 地域福祉推進の 「しくみ」 をつくる	1 必要な人に必要な支援を届けるための体制の充実	1 総合的な相談支援体制の充実 2 福祉サービスの利用支援
	2 多様な主体の参画促進	1 介護予防・健康づくりをきっかけとした地域活動の促進
	3 小地域福祉活動の推進	1 地域コミュニティ機能の強化 2 地域におけるコーディネート機能の強化
4 安心・安全な暮らしの 「環境」 をつくる	1 自立を促す支援の推進	1 生活困窮者等への支援
	2 共に生きるまちづくりの推進	1 地域共生社会の実現に向けた理解の浸透 2 バリアフリー化・ユニバーサルデザインの推進 3 外出支援の推進
	3 権利擁護対策の推進	1 権利を守る支援策の利用促進 2 虐待やDVの早期発見・早期対応
	4 防災・防犯対策の推進	1 災害時に備えた地域体制づくり 2 地域における防犯力の強化



## 第4章 施策の展開

### ※掲載事業について

市総合計画に沿って整理するとともに、社会福祉法およびガイドラインに基づき必要な事項を整理し、重層的なセーフティネット、包括的な支援体制、分野横断的な視点、社会的孤立や社会的排除の問題への対応、などから施策・事業を整理していきます。また、総合計画には記載のない社協の取組についても整理、掲載していきます

### ※指標について

計画の推進状況の検証・振り返りがしやすくなるよう、施策（または目標）ごとに、指標を設定するとともに、総合計画の地域福祉に関する分野の目標と整合します。また、市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定ガイドラインに盛り込まれている数値目標に関する方向性を踏まえます。

（参考）地域福祉計画における指標の設定について

■地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について（平成 29 年 12 月 12 日）

※38 ページ

#### ④地域福祉計画の目標の設定

○地域福祉の推進を具体化する上での個別施策については、地域生活課題に関する調査（いわゆる「ニーズ調査」）、必要とされるサービス量の調査、提供されているサービスの点検等により、地域生活課題を踏まえた支援（サービス）の必要性、緊急性を明らかにした上で、計画の達成状況を住民等に明確に示すためにも具体的で計画の達成度の判断が容易に行える目標を示す必要がある。

このため可能な限り数値目標を示すことが望ましいが、地域福祉を推進する施策の中には、数値目標になじまないものもあるため、定性的な目標設定がなされることがある。しかし、その場合でも計画の目標は具体的であることを旨とすべきである。

なお、計画の目標設定を支援するため、都道府県においては先行する市町村の事例を積極的に紹介するよう努めることが望まれる。

(参考) 上位計画(総合計画)における数値目標

第6次江南市総合計画(平成30年度～令和9年度)では、分野別計画ごとに市民と行政の協働により、「10年後のすがた」の実現された状態を市民満足度調査より測定する「全体目標」と、行政の取組による「10年後のすがた」の実現された状態を統計などの具体的数値目標で表す「個別目標」を設定しています。地域福祉に関する施策は「IV ちいきづくり分野」の「柱3 地域で支え合う生活支援のための体制の確保」であり、下記の通りの指標となっています。本計画においては、総合計画の目標と整合を図りつつ設定します。

①全体目標

指標名：必要なときに地域で支え合う体制が整っていると感じる市民の割合

②個別目標

指標名：・保護の廃止世帯数(死亡を除く)

・生活保護世帯の高校進学率

・社会福祉関係の団体数、参加人数

・民生委員が相談を受け、支援した件数

その他、関連がある施策としては「IV 行政分野」の「柱1 市民協働」においてまちづくりの活動に参加している人の割合、地域コミュニティの団体数があげられています。

## 第5章 成年後見制度利用促進計画

- 1 計画策定の背景と目的
- 2 現状と課題
- 3 施策の展開

## 第6章 再犯防止推進計画

- 2 現状と課題
- 3 施策の展開

# 資料編